MONEY FOR PRESIDENT

高橋FPの **社長が知りたいお金の話**

ファイナンシャル・プランナー
高橋 学

56歳。証券会社勤務を経て、ファイナンシャル・プランナーとして独立。証券会社時代から多くの経営者をクライアントに持ち、お金に関するアドバイスを行っている。

生前贈与、2つの制度の選択ポイント

人気が高まる相続時精算課税

こんにちは、高橋学です。今回は「暦年課税※1」と「相続時精算課税※2」の使い分けについて考えてみます。

将来の相続税の負担を軽くするため、生前贈与に関心を寄せる人が増えています。その贈与税の制度には、これまで最も一般的だった「暦年課税制度」と「相続時精算課税制度」があります（図表１）が、昨年来、相続時精算課税制度の注目度がアップしているのをご存じでしょうか。

背景にあるのは、2024年1月に施行された、以下の2つを中心とした大幅なルール改正。

①暦年課税制度において、相続税の課税対象になる生前贈与の加算（持ち戻し）期間が、相続開始前3年以内から7年以内に延長された（図表２）。

②相続時精算課税制度にも年110万円の基礎控除が創設された（基礎控除部分は、相続財産に加算されない）。

これにより相続時精算課税制度の使い勝手は随分高まった印象で、期待の高さも「妥当な評価」と言えそうです。

安易な相続時精算課税の選択は禁物

とはいえ、誤解していただきたくないのが、「相続時精算課税制度は暦年課税制度より常に有利であるわけではない」ということ。注意したいケースを見ていきましょう。

例えばあなたが、生前贈与加算の対象期間外（相続開始前7年超）で贈与できる見込みで、相続税の税率が高いため110万円以上の額を贈与したいと考えている場合は、暦年課税による贈与が有利になる場合があります。また相続で財産を取得しない孫は、生前贈与加算の対象外となり、暦年課税が有力な選択肢です。

将来の相続で、「小規模宅地等の特例（一定の条件を満たすことで、土地の評価額を大幅に減額することのできる仕組み）」の活用を考えている方も、安易な相続時精算課税の選択に慎重になるべき人と言えます。同制度を利用して土地を贈与した場合、その土地に小規模宅地等の特例を適用することができなくなります。

相続・贈与において暦年課税と相続時精算課税のどちらが有利になるかは、ケースにより異なるため、一概には言えません。上記ケースなどに気を配ると共に、相続時精算課税は、「届け出が必要」「一度選択すると暦年課税に戻れない」などの注意点があることも覚えておきましょう。 M

※1 その年の1月1日から12月31日までの1年間にもらう額が110万円までであれば、贈与税が非課税となる贈与の方法。　※2 60歳以上の父母・祖父母から18歳以上の子や孫に生前贈与する際、年110万円（基礎控除）と累計2,500万円（特別控除）まで無税で贈与できる制度。相続が発生した時、相続財産と相続時精算課税制度で贈与した財産を合算し、相続税額を計算。

図表1　暦年課税制度と相続時精算課税制度の概要

	暦年課税制度	相続時精算課税制度
贈与者	誰でも可	60歳以上の父母または祖父母
受贈者	誰でも可	18歳以上の推定相続人または孫
非課税枠	**年110万円（基礎控除）**	**年110万円（基礎控除） 累計2,500万円（特別控除）**
税率	10～55%（累進課税）	一律20%
届け出	不要	**必要**（受贈者が贈与者ごとに選択）
相続発生（死亡）時	●**死亡前7年以内の贈与は相続財産に加算**（段階的に延長※3）	●基礎控除分は相続財産に加算しない ●基礎控除分以外の贈与は相続財産に加算

※3 2026年末までの相続発生の加算期間は３年間。2027年1月2日以降の相続から順次加算期間が延長され、2031年1月1日より7年間に。

図表2　生前贈与の相続財産への加算

2027年1月2日以降の相続発生の場合

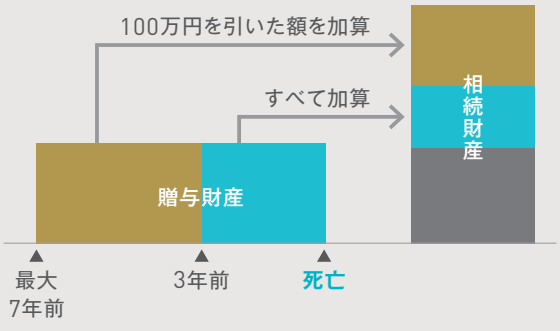

（出所）国税庁の資料などをもとに筆者作成